

# 日本を焦土にする危険性を高める 「専守防衛」の放棄、「反撃能力」保有

## 閣議決定された「安保関連3文書」の問題点 その1

政府は昨年12月、「敵基地攻撃能力の保有」、「5年で43兆円の大軍拡予算」等を明記した「安保関連3文書」を閣議決定しました。そして岸田首相は国会開会前に訪米、バイデン米大統領にそのことを報告し、大歓迎されました。先月から開かれている通常国会ではそれをめぐっての議論が始まり、その問題点が明らかにされつつあります。

今回の決定の問題点は、次のように整理できるでしょう。(1) 明らかな憲法違反であり、従来の「専守防衛」という方針を根本から覆すものであること、(2) 東アジアの平和と安定に資するどころか、戦争の危険と周辺諸国の軍備拡張、軍事衝突の危険を大きくするものであること、(3) アメリカが引き起こす軍事攻撃に自衛隊が自動的に参加し、日本が戦争に巻き込まれる危険性を大きくするものであること、(4) 沖縄をはじめとした日本全土を焦土とする危険性を高めるものであること、(5) 軍事費優先の予算によって、教育・福祉・社会保障等をさらに貧困なものにして、国民生活を破壊するものであること、の5点です。

こうした結果を招く「安保関連3文書」の具体化は絶対に許してはならないものであり、その危険性・問題点について何回かにわけてお伝えしていきます。

今回はまず、「安保3関連文書」が憲法を正面からふみにじるものであることを明らかにしていきます。

### 従来は、「専守防衛」=「国土と周辺のみ」の防衛が自衛隊の役割

まず、憲法9条は「国際紛争を解決する手段」としての武力による威嚇とその行使を放棄し、戦力不保持を定めています。戦力に他ならない装備をもった自衛隊は違憲という考え方は有力な学説のひとつです。

しかし当然のことながら、政府は自衛隊は合憲としています。その憲法上の根拠は自衛隊のもつ装備は、憲法13条の「国政の上で、最大の尊重」が必要とされる「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を守るため、万一外国勢力等の武力によってそれが脅かされる場合に対する自衛力=必要最小限度の実力、であるというものです。

そこから自衛隊がもつ装備については自衛力の範囲を超えるものであってはならない、というのが政府の立場であり、説明でした。伊能繁次郎防衛庁長官(当時)は「他国に攻撃的脅威を与える兵器の保有は憲法の趣旨ではない」と1959年、国会で答弁しています。この考え方は1970年代から使われ始めた「専守防衛」という言葉で説明されてきました

が、田中角栄首相は「専守防衛ないし専守防衛とは、防衛上の必要からも相手の基地を攻撃することなく、もっぱらわが国土及びその周辺において防衛を行うということであり、これはわが国防衛の基本的な方針」と1972年に答弁しています。政府もこうした答弁を現在も変更していません。

### 「反撃能力」保有とは、相手国に10分でミサイルを到達させる能力

ところが、「安保関連3文書」はこの専守防衛という立場を真っ向から否定するものとなっています。

「安保関連3文書」の1つである「国家安全保障戦略」では「反撃能力」を保有することが宣言されています。

「反撃能力」については「相手の領域において、わが国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力」と説明しています。スタンド・オフ能力とは敵の対空ミサイルの射程外から攻撃できる射程の長いミサイルを保有することです。現在、射程が1000~3000km、マッハ5以上の速度で飛行する長射程ミサイルを開発中であり、当面、アメリカがイラク、アフガニスタンなどへの先制攻撃で使用してきた射程1600km以上のトマホークを購入することを予定しています。

日本領域内、たとえば沖縄からは台湾海峡全域が1000km以内、北朝鮮全域と北京も含めた中国の主要部全体が2000km以内に入り、ミサイル攻撃を可能とするものです。マッハ5といえ秒速1.7km、1000km離れていても発射後約10分で到達するものです。

こうしたミサイルの保有が「もっぱらわが国土及びその周辺」の範囲を大きく超えていることは明らかであり、従来の「専守防衛」という立場を大きく逸脱していることは明らかです。

### 「抑止力」=「恐怖による威嚇」は相手の反撃をまねくだけ

#### 日本の安全どころか焦土にする危険性

反撃能力をなぜ保有するのか、「文書」では「相手に攻撃を思いとどまらせる抑止力」になるからと説明しています。この説明そのものが憲法9条が禁止している「武力による威嚇」に他なりません。それを避けるために岸田首相は「こうした取り組みは決して他国に対する脅威にはならない」と答弁しています。しかし日本政府自身が中国・ロシアによる「極超音速兵器」の開発、すなわち自衛隊に装備しようとしているものと同程度のミサイルについては「脅威」であるとのべているのです。日本にとって脅威となるミサイルと同程度のものを自衛隊が装備することになっても、中国や北朝鮮にとっては脅威とならない、という答弁はまったく通用しません。

自衛隊がこうしたミサイルを装備することになれば、相手国は当然それを脅威ととらえます。それに対抗する「抑止力」として同等またはそれ以上の装備を行うでしょうし、果てしない軍拡競争の泥沼に突入することは明らかです。また発射10分程度で到達するミサイルを確実に迎撃することはほぼ不可能です。何らかの理由で緊張が高まれば偶発的な場合も含めてどちらかが「攻撃されるかもしれない」という恐怖から先制攻撃を行う可能性も十分にあります。その際にはミサイル基地周辺をはじめとした両方の領域が焦土と化すでしょう。

反撃能力の保有とは日本の安全を守るものではなく、逆に日本を焦土にしかねない危険なものなのです。